



2018年12月27日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

【本件に関するお問い合わせ】クライアントサービス第二部 0120-69-5432

「次世代金融テクノロジー株式ファンド （愛称:ブロックチェーン・金融革命）」 の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「次世代金融テクノロジー株式ファンド（愛称:ブロックチェーン・金融革命）」を2019年1月30日に設定しますので、お知らせいたします。

ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、金融とテクノロジーが融合することで生まれる次世代の金融サービスや、こうしたサービスに不可欠な技術や製品を提供する世界の次世代金融テクノロジー関連企業が発行する株式に分散投資します。

新興国を含む世界全体の経済成長を支える「お金」。
この流通に劇的な変化を与える破壊的イノベーション（Disruptive Innovation）に着目し、中長期的な投資機会をお客さまにご提供いたします。

● ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

● ファンドの特色

1

主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場している次世代金融テクノロジー関連企業の株式※に分散投資を行います。

- 当ファンドにおいて次世代金融テクノロジー関連企業とは、金融とテクノロジーの融合によって生まれる新しい金融サービスを提供する企業や、こうしたサービスに不可欠となる技術や製品を提供する企業をいいます。

※株式にはD R (預託証券)等を含みます。

2

運用にあたっては、ニューバーガー・バーマン株式会社の投資助言をもとに、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが投資判断を行います。

- ニューバーガー・バーマン 株式会社は、ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーの日本法人です。

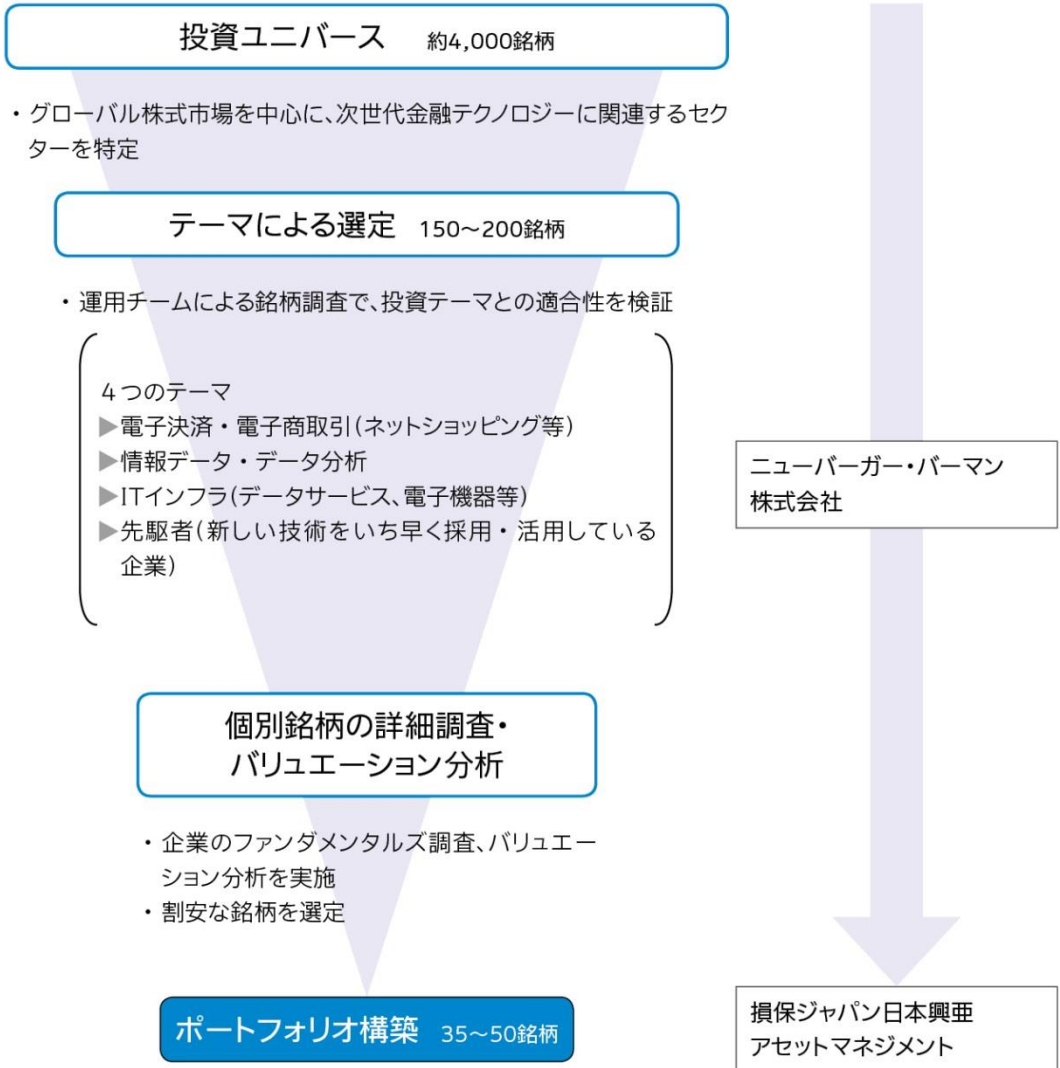
ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーについて

ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーは、1939年創業の米国における老舗の独立系運用会社です。創業以来、一貫して資産運用に従事し、現在では世界20カ国(32都市)に事業展開しています。伝統資産運用からオルタナティブ運用まで幅広く運用サービスを提供しています。

(2018年6月末現在)

ファンドの目的・特色

＜運用プロセス＞



3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

✓ 価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
✓ 信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
✓ 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
✓ カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。
✓ 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2019年1月15日から2019年1月29日まで 継続申込期間 2019年1月30日から2020年4月27日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

手続・手数料等

申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所の休業日
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信 託 期 間	2026年1月28日まで(設定日 2019年1月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	原則1月28日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2020年1月28日です。
収 益 分 配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	委託会社のホームページ(http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購 入 時 手 数 料	購入価額に 3.24%*(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 *消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	ありません。	

手続・手数料等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.7604%*(税抜1.63%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 *消費税率が10%になった場合は、1.793%となります。		運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	委託会社	年率0.80%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%*1(税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円*2(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 *消費税率が10%になった場合は、*1が年0.0077%、*2が年間27.5万円となります。 ● その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2018年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

商品分類・属性区分

商品分類			属性区分				
単位型 ・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社 : 信託財産の運用指図等を行います。
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- 受託会社 : 信託財産の保管・管理等を行います。
株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 : 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。
株式会社新生銀行
木村証券株式会社
楽天証券株式会社
株式会社SBI証券（取扱開始日 2019年1月16日）

ご注意事項

- ・ 当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・ 当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・ 投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。
- ・ 投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。